

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて設置した太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものを除く）

（地方税法附則第15条第25項第1号・第2号）

特例期間 及び 特例割合	該当設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します。 1,000KW未満 2/3 1,000KW以上 3/4
必要書類	1 特例該当資産申告書 2 一般社団法人 環境共創イニシアチブ又は公益財団法人日本環境協会が発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し